

議第369号

京都市立浴場条例の一部を改正する条例の制定について

京都市立浴場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年11月25日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市立浴場条例の一部を改正する条例

京都市立浴場条例の一部を次のように改正する。

別表第1 京都市立崇仁第一浴場の項，京都市立吉祥院浴場の項及び京都市立山ノ本浴場の項を削る。

別表第2 京都市立崇仁第一浴場の項，京都市立吉祥院浴場の項及び京都市立山ノ本浴場の項を削る。

附 則

この条例は，平成27年4月1日から施行する。ただし，別表第1 京都市立崇仁第一浴場の項を削る改正規定及び別表第2 京都市立崇仁第一浴場の項を削る改正規定は，市規則で定める日から施行する。

提案理由

京都市立崇仁第一浴場，京都市立吉祥院浴場及び京都市立山ノ本浴場を廃止する必要があるので提案する。